

(1) 審議事項

令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について

令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計決算状況（事業勘定）

(1) 歳入

(単位：千円、％)

科 目				説 明		令和2年度 決 算 額	令和元年度 決 算 額	対前年度増減		
								増 減 額	増 減 率	
国民健康保険税	医療分	一般	現年課税分	○課税の対象は退職被保険者を除く被保険者 ※令和2年度からは全被保険者	当該年度に課税する税金	1,239,293	1,320,102	△ 80,809	△ 6.1	
			滞納繰越分		前年度以前に課税し未納となっている税金を繰り越したもの	69,468	72,313	△ 2,845	△ 3.9	
		退職	現年課税分	○課税の対象は60～64歳の厚生年金等受給者で一定の要件を満たす被保険者	※一般に同じ	0	767	△ 767	皆減	
			滞納繰越分			272	376	△ 104	△ 27.7	
		小 計			○歳出、保険事業費納付金（医療給付費分）の財源として課税する税金 【R2年度】所得割率6.6%、均等割額21,000円/人、平等割額26,000円/世帯、世帯上限額61万円	1,309,033	1,393,558	△ 84,525	△ 6.1	
		支援金分	一般	現年課税分	※医療分に同じ	※医療分に同じ	423,660	452,764	△ 29,104	△ 6.4
				滞納繰越分			23,573	24,359	△ 786	△ 3.2
			退職	現年課税分	※医療分に同じ	※医療分に同じ	0	297	△ 297	皆減
	滞納繰越分			97			1,071	△ 974	△ 90.9	
	小 計			○歳出、保険事業費納付金（後期高齢者支援金分）の財源として課税する税金 【R2年度】所得割率2.3%、均等割額12,000円/人、世帯上限額19万円	447,330	478,491	△ 31,161	△ 6.5		
	介護分		一般	現年課税分	○課税の対象は退職被保険者を除く40～64歳までの被保険者（介護2号被保険者）	※医療分に同じ	162,735	185,957	△ 23,222	△ 12.5
				滞納繰越分			11,224	11,095	129	1.2
			退職	現年課税分	※医療分に同じ	※医療分に同じ	0	245	△ 245	皆減
		滞納繰越分		88			365	△ 277	△ 75.9	
		小 計			○歳出、保険事業費納付金（介護分）の財源として課税する税金 【R2年度】所得割率1.7%、均等割額14,000円/人、世帯上限額16万円	174,047	197,662	△ 23,615	△ 11.9	
		計				1,930,410	2,069,711	△ 139,301	△ 6.7	
一部負担金			○一部負担金の収入（特別な事情により一部負担金の支払いを猶予し、市が被保険者から徴収する場合など）	0	0	0	—			
使用料及び手数料			○国保税の督促手数料	12	26	△ 14	△ 53.8			
国庫支出金	災害臨時特例補助金			○新型コロナウイルス感染症対応分	10,263	0	10,263	皆増		
	国民健康保険制度関係業務事業費補助金			○国民健康保険制度関係業務事業費補助金	7,084	0	7,084	皆増		
	社会保障・税番号制度システム整備費補助金				0	0	0	—		
	計				17,347	0	17,347	皆増		
県支出金	保険給付費等普通交付金			○歳出、保険給付費に必要な費用の交付（療養給付費・療養費・高額療養費・高額介護合算療養費・移送費・審査支払手数料分）	5,308,616	5,323,907	△ 15,291	△ 0.3		
	保険給付費等特別交付金			○各市町村の特別事情や経営状況に応じた交付金 ①特別調整交付金…結核・精神医療費など、各市町村の特殊事情に基づき交付 ②保険者努力支援交付金…実施事業を点数評価し、点数×単価×国保人口に基づき交付 ③都道府県繰入金…県一般会計繰入金の一部を市町村の特別事情に応じて交付 ④特定健康診査等負担金…特定健康診査等に要した費用の一部を交付	182,812	207,400	△ 24,588	△ 11.9		
	計			○県からの交付金	5,491,428	5,531,307	△ 39,879	△ 0.7		
財産収入			○財政調整基金運用収入	100	102	△ 2	△ 2.0			
繰入金	一般会計繰入金			○一般会計からの繰入金 【法定】 ①保険基盤安定…国保税の軽減額や収入減少に対し補填（軽減分）均等割軽減額に応じて算定 （支援分）軽減対象者人口に応じて算定 ②職員給与費等…事務費相当分（歳出、総務費4事業分） ③出産育児一時金等…歳出、出産育児一時金支給総額の2/3 ④財政安定化支援…被保険者の国保税負担能力（低所得者対策）や年齢構成（高医療費対策）に応じて算定 【法定外】 ①その他…財政赤字を補填するため不足額を補填	467,292	471,861	△ 4,569	△ 1.0		
	財政調整基金繰入金				120,000	0	120,000	皆増		
	計				587,292	471,861	115,431	24.5		
繰越金			○前年度からの繰越金（前年度決算剰余金－財政調整基金積立金）	200,215	203,944	△ 3,729	△ 1.8			
諸収入			○その他の収入（後期高齢者健診の受託事業収入・人間ドック自己負担収入・賠償金・返納金等）	75,117	93,509	△ 18,392	△ 19.7			
歳 入 合 計				8,301,921	8,370,460	△ 68,539	△ 0.8			

(2) 歳 出

(単位：千円、%)

科 目			説 明	令和2年度 決 算 額	令和元年度 決 算 額	対前年度増減	
						増 減 額	増 減 率
総務費			○一般事務に要する経費 ①国民健康保険一般管理費…国民健康保険に係る一般事務費 ②国民健康保険団体連合会負担金…千葉県国民健康保険団体連合会に加入している団体が負担する経費 ③国保賦課徴収一般事務費…国保税の賦課徴収に係る一般事務費 ④国民健康保険運営協議会費…国民健康保険に関する重要事項を審議するための経費	43,929	41,878	2,051	4.9
保 険 給 付 費	一 般 被 保 険 者 分	療養給付費	○病院などで被保険者証を提示して受診した医療費の保険者（旭市）負担額（7割～8割）	4,495,327	4,599,534	△ 104,207	△ 2.3
		療養費	○病院などで被保険者証を提示せずに10割支払ったときの払い戻し、医師の指示により、補装具を作成した場合や、はり・あんま・マッサージなどの治療を受けた場合などの給付	44,427	45,846	△ 1,419	△ 3.1
		高額療養費	○自己負担限度額を超えて支払った一部負担金に対し、超えた金額を給付	714,395	677,537	36,858	5.4
		高額介護合算	○医療と介護の一部負担金の合計額が年間で一定の額を超えた場合に給付	533	321	212	66.0
		移送費	○重病人などが医師の指示に基づき、やむを得ず転院する場合の移送費用に対し給付	0	0	0	—
	小 計		○退職被保険者を除く被保険者	5,254,682	5,323,238	△ 68,556	△ 1.3
給 付 費	退 職 被 保 険 者 分	療養給付費	※一般被保険者分と同じ	32	4,582	△ 4,550	△ 99.3
		療養費		0	56	△ 56	皆減
		高額療養費		0	698	△ 698	皆減
		高額介護合算		0	0	0	—
		移送費		0	0	0	—
	小 計		○60～64歳の厚生年金等受給者で一定の要件を満たす被保険者	32	5,336	△ 5,304	△ 99.4
費	出産育児諸費		○国保被保険者が出産したときに給付 【金額】 産科医療補償制度加入の場合… 1件4 2万円 産科医療補償制度未加入… 1件4 0. 4万円	22,595	24,340	△ 1,745	△ 7.2
	葬祭諸費		○国保被保険者が死亡したときに、葬祭を行った者に給付 【金額】 1件5万円	5,750	5,750	0	0.0
	妊産婦付加金		○国保被保険者の妊産婦に係る一部負担金相当額を給付 【金額】 妊娠の届出月から出産翌月までの一部負担金相当額	2,290	2,108	182	8.6
	審査支払手数料		○千葉県国民健康保険団体連合会に委託しているレセプト審査業務に対する手数料	9,872	10,781	△ 909	△ 8.4
	計			5,295,221	5,371,553	△ 76,332	△ 1.4
保 険 事 業 費 納 付 金	医療給付費分	一般被保険者分	○各市町村の国保被保険者に係る人口及び所得水準並びに医療費水準に応じ納付	1,563,334	1,498,821	64,513	4.3
		退職被保険者分		3,087	846	2,241	264.9
		小 計		1,566,421	1,499,667	66,754	4.5
	後期高齢者支援金分	一般被保険者分	○各市町村の後期高齢者医療被保険者に係る人口及び所得水準に応じ納付	601,143	630,273	△ 29,130	△ 4.6
		退職被保険者分		0	363	△ 363	皆減
		小 計		601,143	630,636	△ 29,493	△ 4.7
	介護分納付金		○各市町村の介護保険第2号被保険者に係る人口及び所得水準に応じ納付	254,652	244,216	10,436	4.3
計		○歳入、保険給付費等普通交付金の原資となるもの（※県が算定）	2,422,216	2,374,519	47,697	2.0	
保健事業費			○被保険者の健康の保持増進のための経費 ①特定健康診査等事業…糖尿病などの生活習慣病に関する健康診査 ②特定保健指導事業…糖尿病などの生活習慣病に関する保健指導 ③短期人間ドック事業…短期人間ドック受検費用の助成 ④医療費通知事業…医療機関受診状況などを被保険者に通知	98,141	116,154	△ 18,013	△ 15.5
基金積立金			○財政調整基金への積立金	100	102	△ 2	△ 2.0
公債費			○公債に係る償還金	0	0	0	—
諸支出金			○国保税の還付金、旭中央病院補助金、施設勘定繰出金、国への返還金など	23,189	64,039	△ 40,850	△ 63.8
予備費			○事業の執行にあたって、歳出に不足が生じた場合に使用	0	0	0	—
歳 出 合 計				7,882,796	7,968,245	△ 85,449	△ 1.1
歳入歳出差引額				419,125	402,215	16,910	4.2
財政調整基金保有額				1,072,133	990,033	82,100	8.3